

令和3年度8月定例教育委員会資料

令和3年8月24日(火曜日)

奄美市教育委員会

令和3年度 8月定例教育委員会

開会の日時：令和3年8月24日(火曜日) 午前10時00分～11時00分

会議の場所：本庁舎8階第2委員会室

出席した委員及び事務局職員等の氏名

| | | | |
|---------|---------|---------------------|-------------|
| 教 育 長 | 村 田 達 治 | 教 育 部 長 | 徳 永 恵 三 |
| | | 教 育 総 務 課 長 | 重 信 竜 昇 |
| 教育長職務代理 | 恵 上 イサ子 | 学 校 教 育 課 長 | 末 吉 正 承 |
| | | 生 涯 学 習 課 長 | 大 庭 勝 利 |
| 委 員 | 元 井 孝 信 | 文 化 財 課 長 | 伊 集 院 正 |
| | | ス ポ ー ツ 推 進 課 長 | 田 中 巖 |
| | | 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 | 井 上 裕 之 |
| | | 住 用 地 域 教 育 課 長 | 宅 間 道 和 |
| | | 笠 利 地 域 教 育 課 長 | 丸 田 宗 八 郎 |
| | | 企 画 総 務 係 長 | 久 保 田 貴 美 人 |
| | | | |

会議の順序

1 開 会

2 議 事

- (1) 「7月定例教育委員会議事録の承認」について
- (2) 委員、教育長等の業務報告について
- (3) 議案第15号「奄美市公民館条例の一部を改正する条例の制定」について
議案第16号「奄美市市民交流センター条例の制定」について
議案第17号「奄美市教育行政評価会議の設置及び委員の委嘱」について
報告第4号「自由社の歴史教科書に係る申請を受けての採択替え」について
報告第5号「令和3年度奄美市一般会計補正予算（第3号）奄美市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業」について
報告第6号「令和3年度奄美市一般会計補正予算（第4号）」について

3 その他

議案第15号

奄美市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

奄美市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和3年8月24日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市公民館条例の一部を改正する条例

奄美市公民館条例（平成18年奄美市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「，四谷分館及び金久分館」を「及び四谷分館」に改める。

第6条各号を次のように改める。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者
- (2) 公民館の施設，設備及び備品（以下「施設等」という。）を破損し，又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他施設の管理運営上支障があると認められる者

第7条ただし書を次のように改める。

ただし，特別の理由があると認められる場合は，この限りでない。

第17条及び第18条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第17条 施設等の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1) 第6条に規定する入場制限、第7条に規定する利用許可、第12条に規定する利用許可の取消し等、第13条及び第14条の規定による原状回復命令その他利用許可に関する業務

(2) 第8条に規定する使用料の徴収、第9条に規定する使用料の減免、第10条ただし書に規定する使用料の還付その他使用料の徴収に関する業務。
ただし、使用料の減免及び使用料の還付については、教育委員会の承認を受けて行うものとする。

(3) 施設等の維持管理に関する業務

(4) 施設等の利用促進に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設等の運営に関して教育委員会が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合においては、第7条、第9条、第10条、第12条及び第14条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 指定管理者は、第5条ただし書の規定により利用時間等を変更するときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けてこれを行うことができる。

4 この条例に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項は、奄美市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成18年奄美市条例第56号）の例による。

（利用料金の収入）

第18条 教育委員会は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその管理する施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指

定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定を適用する場合においては、利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金をその収入として収受させる場合においては、第8条から第10条まで及び別表第2の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第19条から第21条までを削り、第22条を第19条とする。

別表第1中「奄美市名瀬港町15番1号」を「奄美市名瀬長浜町5番1号」に改め、同表中奄美市名瀬公民館金久分館の項を削る。

別表第2中「第20条」を「第18条」に改め、同表の1 奄美市名瀬公民館及び分館の表を次のように改める。

1 奄美市名瀬公民館及び分館

| 種別 | 時間 | | |
|-------|---------------|---------|------------|
| | 午前9時～正午 | 正午～午後5時 | 午後5時～午後10時 |
| 会議室 | 660円 | 660円 | 1,100円 |
| 和室 | 660円 | 660円 | 1,100円 |
| 集会室 | 1,100円 | 1,100円 | 1,760円 |
| 調理実習室 | 810円 | 1,100円 | 1,370円 |
| 研修室 | 1,320円 | 1,320円 | 2,200円 |
| 体操室 | 660円 | 660円 | 1,100円 |
| 軽体操室 | 1回利用につき1人100円 | | |

備考1 土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の使用料は，規定料金の2割増しとする。

2 午後10時を超えて利用する場合は，1時間につき規定料金の1割増しとする。

3 利用者が，入場料等を徴収する場合は，規定料金の5割増しとする。

4 冷房機を利用する場合は，1時間につき使用料の3割とする。

附 則

この条例は，令和3年10月2日から施行する。

議案第16号

奄美市市民交流センター条例の制定について

奄美市市民交流センター条例を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和3年8月24日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市市民交流センター条例の制定について

（設置）

第1条 地域住民の相互交流を促進し、文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動拠点の形成を図るため、奄美市市民交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 交流センターの位置は、奄美市名瀬柳町2番1号とする。

（管理）

第3条 交流センターの管理は奄美市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

（休館日）

第4条 交流センターの休館日は、毎月第3月曜日（第3月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」と

いう。)に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

第5条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、これを延長し、又は短縮することができる。

(利用の許可)

第6条 交流センターの施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(利用の不許可)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を破損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他施設の管理運営上支障があるとき。

(使用料)

第8条 第6条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定めるところにより算出した金額を規則で定める期日までに使用料として納めなければならない。

(使用料の減免)

第9条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が設置する機関が利用する場合
- (2) 社会教育関係団体が利用する場合
- (3) 社会教育上又は公益上特に必要と認める場合
(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 利用者の責に帰することができない理由により利用不能となったとき。
- (2) 利用者が利用の変更又は取消しを申し出て教育委員会が認めたとき。
(目的外利用、権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、施設等を第6条の許可を受けた目的以外の目的に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用条件を変更し、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 教育委員会が、緊急に必要があると認めたとき。

2 前項に基づく処分によって利用者に損害が生じても教育委員会は、その責めを負わない。

(入場の制限等)

第13条 教育委員会は、利用者及び入場者（以下「利用者等」という。）が第7条各号のいずれかに該当すると認めるときは、入場を拒否し、又は退場を命じることができる。

(原状回復義務)

第14条 利用者は、施設等の利用が終了したときは、直ちに、原状に回復しなければならない。第12条の規定により、利用を停止され、又は取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第15条 利用者等は、施設等、備品その他を破損し、又は亡失したときは、教育委員会の指示に従い、原状に復するか、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 交流センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

- (1) 第6条に規定する利用の許可、第7条に規定する利用の不許可、第12条に規定する利用の許可の取消し等、第13条に規定する入場の制限等、第14条及び前条の規定による原状回復命令その他利用許可に関する業務
- (2) 第8条に規定する使用料の徴収、第9条に規定する使用料の減免、第10条ただし書きに規定する使用料の還付その他使用料の徴収に関する業務。ただし、使用料の減免及び使用料の還付については、教育委員会の承認を受けて行うものとする。
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流センターに関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合においては、第6条、第7条、第9条、第10条、第12条、第13条及び前条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 指定管理者は、第4条ただし書の規定により休館日を変更し、若しくは臨時に休館するとき、又は第5条ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けてこれを行うことができる。

4 この条例に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項は、奄美市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成18年奄美市条例第56号）の例による。

（利用料金等）

第17条 教育委員会は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその管理する施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定を適用する場合においては、利用料金は、別表に掲げる額の範囲において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金をその収入として收受させる場合においては、第8条から第10条まで及び別表の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年10月2日から施行する。

別表（第8条関係）

1 マチナカホールの使用料

| 区 分 | 午前9時～ 正午 | 正午～午後 5時 | 午後5時～ 午後9時 | 1時間当たりの空 調機使用料 |
|-----|-------------|-------------|---------------|-------------------|
| 金 額 | 18,000円 | 30,000円 | 31,200円 | 1,800円 |

備考1 利用時間には準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

- 2 土曜日，日曜日及び祝日の使用料は，規定料金の2割増しとする。
- 3 利用者が，入場料等を徴収する場合は，規定料金の5割増しとする。
- 4 利用時間の延長は，管理上支障がない場合に限り1時間を限度とし，利用区分に定める1時間当たりの使用料に相当する額を加算する。

2 マチナカホール以外の施設の使用料

(1時間単位)

| 施設名 | 時間 午前9時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 空調機使用料 |
|------------|--------------------------|----------------------------|-------------------------|
| 大練習室 | 650円 | 840円 | 190円 |
| 小練習室 | 550円 | 710円 | 160円 |
| 控室 | 500円 | 650円 | 150円 |
| 大多目的室1・2 | 1,200円 (600円) | 1,560円 (780円) | 360円 (180円) |
| 中多目的室1・2・3 | 990円 (660円) (330円) | 1,280円 (850円) (420円) | 290円 (190円) (90円) |
| 小多目的室 | 650円 | 840円 | 190円 |
| 工芸室 | 750円 | 970円 | 220円 |
| マチナカギャラリー | 1日につき2,000円 | | |

備考1 利用時間に1時間未満の端数がある場合は，1時間とみなす。

2 利用時間には準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

- 3 土曜日，日曜日及び祝日の使用料は，規定料金の2割増しとする。
- 4 利用者が，入場料等を徴収する場合は，規定料金の5割増しとする。
- 5 利用時間の延長は，管理上支障がない場合に限り1時間を限度とする。
- 6 括弧書きは，多目的室を仕切って利用した場合の使用料とする。

3 その他教育委員会が指定する場所の使用料

| 区 分 | 午前9時～午後1時 | 午後1時～午後5時 | 午後5時～午後9時 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 金 額 | 550円 | 550円 | 715円 |

備考 空調機の使用については，使用料に含めるものとする。

4 設備の使用料（1回につき）

| 設 備 名 | 金 額 | 設 備 名 | 金 額 |
|--------------------|--------|--------------------|--------|
| ピアノ | 2,200円 | 移動式ワイヤレスマイク セット | 660円 |
| マチナカホールプロジェ クター | 4,000円 | マチナカホールスクリー ン | 1,000円 |
| 大多目的室プロジェクタ ー | 1,000円 | 大多目的室スクリーン | 300円 |
| 移動式プロジェクター | 500円 | 移動式スクリーン | 200円 |

備考 設備の使用料は，1日ごとに算定する。

議案第 17 号

奄美市教育行政評価会議の設置及び委員の委嘱について

奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱第 2 条第 3 項及び奄美市教育行政評価会議設置要領第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり奄美市教育行政評価会議の設置及び委員を委嘱したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号）第 10 条の規定により、議決を求める。

令和 3 年 8 月 24 日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

記

1 奄美市教育行政評価会議の設置

設置日 令和 3 年 8 月 25 日

2 教育行政事務の点検・評価の流れ

- 8 月 25 日 奄美市教育行政評価会議開催
(委嘱状交付・会長選任・意見徴収)
- 8 月 日 自己点検・評価報告書の作成 (委員長協議含む)
- 9 月 日 自己点検・評価報告書最終確認
- 9 月 日 教育委員会事務局報告書決裁
- 9 月 27 日 定例教育委員会に結果の報告議案提出
- 10 月 日 市議会へ報告書提出
- 10 月 日 市民への公表 (市ホームページ掲載)

3 奄美市教育行政評価会議委員

| 氏 名 | 分 野 別 | 役 職 等 |
|---------|---------|------------------|
| 有 田 勇 | 教 育 | 元奄美市立朝日小学校校長 |
| 森 山 利 男 | 文 化 | 奄美市文化協会事務局長 |
| 泉 和 子 | 文 化 財 | 奄美市文化財保護審議会委員 |
| 岡 山 嗣 夫 | ス ポ ー ツ | 奄美市体育協会理事長 |
| 佐 久 子 | 生 涯 学 習 | 社会教育委員(奄美市地女連代表) |
| 藤 田 柳 生 | 教 育 | 奄美市立小中学校校長会会長 |

4 任期 令和3年8月25日～令和4年3月31日

報告第4号

自由社の歴史教科書に係る申請を受けての採択替えについて

中学校教科書の採択について、令和3年度においては、令和2年度と同一の教科書を選採しなければならないが、自由社の「新しい歴史教科書」については、令和2年度に文部科学省の検定を経て、新たに発行されることになったことから採択替えを行うことが可能となった。本市では令和2年度に採択された東京書籍の「新しい社会歴史」の採択を継続するため、今回の採択替えは行わないことを奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第22条第2項の規定により、教育委員会へ報告し、承認を求める。

令和3年8月24日

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

報告第 5 号

令和 3 年度奄美市一般会計補正予算（第 3 号）奄美市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業について

このことについて、令和 3 年 8 月 6 日付けで専決処分されましたので、教育委員会所管分について、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号）第 22 条第 1 項の規定により、教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 3 年 8 月 24 日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

報告第6号

令和3年度奄美市一般会計補正予算（第4号）について

このことについて、9月議会に提案予定の教育委員会所管分の支出について、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第22条第1項の規定により下記のとおり提出したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年8月24日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

記

1 一般会計補正予算（第4号）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---------|-----------|---------|-----------|
| 10 教育費 | | 2,979,488 | 18,562 | 2,998,050 |
| | 1 教育総務費 | 372,597 | 6,638 | 379,235 |
| | 2 小学校費 | 520,568 | 6,090 | 526,658 |
| | 3 中学校費 | 463,330 | 4,000 | 467,330 |
| | 4 幼稚園費 | 157,323 | △10,280 | 147,043 |
| | 5 社会教育費 | 621,533 | 15,234 | 636,767 |
| | 6 保健体育費 | 844,137 | △3,120 | 841,017 |